

会社法 実務スケジュール〔第3版〕

—お詫びと訂正—

本書に下記(1)の誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記(1)(2)のとおりご変更のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 118 頁のスケジュール表を下記スケジュール表と入れ替えのうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には下線を付しております。

スケジュール

◆非公開・取締役会設置会社（取締役会設置会社で株主総会招集通知発送期限を変更していない会社）

日 程	法定期間・期限	手 続	参 照
6/14	1週間前まで 3日前まで	株主総会の招集通知 売主追加請求の通知発送・到達	①
6/20		売主追加請求	②
6/26		株主総会決議	③
7/3		取締役会決議（取得価格等の決定）	④
7/5		株主への通知	⑤
7/10		株主からの譲渡しの申込み	⑥
7/31		申込期日・売買契約成立	⑦
8/3		株主名簿の記載	⑧

(2) 120 頁下から 6～3 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
<p>株主は、原則として$\boxed{3}$の株主総会の日の <u>5 日前</u>（定款でこれを下回る期間を定めた場合にはその期間）<u>までに</u>、売主となる特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを会社に対して請求することができます（会社 160③、会社規 29）。これによって、当該株主は株主総会の議案の修正を請求することになります。</p>	<p>株主は、原則として$\boxed{3}$の株主総会の日の <u>5 日前</u>（株主総会の招集通知発送期限が株主総会の日の <u>1 週間前</u>までとされている場合等、<u>会社法施行規則 28 条各号に該当する場合には、3 日前</u>）<u>までに</u>、売主となる特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを会社に対して請求することができます（会社 160③、会社規 <u>29・28</u>）。<u>なお、売主追加請求の時期については、定款でこれらを下回る期間を定めることができます。</u>これによって、当該株主は株主総会の議案の修正を請求することになります。</p>

2023 年 12 月

新日本法規出版株式会社